

養育特例（3歳未満の子を養育する組合員の標準報酬月額の特例）について

○養育特例とは

3歳未満の子を養育している組合員の標準報酬月額が、養育期間前の標準報酬月額を下回る場合に、共済組合に申し出をしたときは、年金（厚生年金及び年金払い退職給付）の額が養育期間前の高い標準報酬月額で計算されます。

○養育特例を申出することができる方

3歳未満の子を養育し、または養育していた組合員。

- ・子を扶養に入れていること条件はなく、父母どちらも申し出ができます。
- ・育児休業等を取得していない方も申し出ができます。
- ・申し出は産前産後休暇・育児休業による掛金の免除を受けている期間には行えません。
- ・2年間は遡及して適用することが可能です。
- ・納める保険料は実際の標準報酬月額で算出しますので、変わりません。
- ・当共済組合への申し出は、一般組合員の方に限ります。

○養育特例を受けることができる期間

次の「開始」に該当する日の属する月から、「終了」に該当する日の属する月の前月まで
ただし、育児休業または産前産後休業による掛金免除期間中は特例の適用はありません。

開始	終了
① 子が出生したとき	① 子が3歳に達したとき
② 子と組合員が養子縁組を行ったとき	② 組合員が退職したとき、または死亡したとき
③ 別居していた子と同居することとなったとき	③ 厚生年金保険の特例については、70歳に到達したとき ※年金払い退職給付については、年齢制限なし。
④ 3歳未満の子を養育する方が組合員資格を取得したとき	④ 当該子以外の子（次の子）について養育特例を受ける場合における、当該子以外の子（次の子）を養育することとなったとき
⑤ 産前産後休業（掛金免除）が終了した日の翌日	⑤ 子が死亡したとき、その他組合員が当該子を養育しないこととなったとき
⑥ 育児休業等（掛金免除）が終了した日の翌日 ※同月内に14日以上育児休業等を取得した場合で当該月の保険料が免除となった場合は、その翌月から開始となります。	⑥ 育児休業等を開始し、掛金免除の適用を受けることとなったとき
⑦ 新たに養育特例を受けようとする子の前の子に係る養育特例期間が終了した月の翌月の初日	⑦ 産前産後休業を開始し、掛金免除の適用を受けることとなったとき

○手続きの方法

開始

組合員本人からの申し出が必要です。「養育期間標準報酬月額特例申出書」に次の書類を添えて、共済組合へご提出ください。

添付書類

- 戸籍謄（抄）本または戸籍記載事項証明書（コピー不可）
（子の生年月日および申出者と子と身分関係を証明できるもの）
申出者が世帯主の場合は、申出者と養育する子の続柄が確認できる住民票の写しでも代用できます。
- 世帯全員の住民票の写し（コピー不可）（注）
（申出者と養育する子が同居していることを確認できるもの）
（注）個人番号を記入したときは、住民票の写しの添付を省略できる場合があります。
※申出の対象となる子が以下の場合は、次に掲げる書類を提出してください。
ただし、住民票等で確認できる場合は、省略可能です。
 - 特別養子縁組の監護期間にある子の場合 家庭裁判所が交付する事件係属証明書
 - 養子縁組里親に委託されている要保護児童の場合 児童相談所が交付する措置決定通知書
- 申請者（届出者）の個人番号を記入された方は、次のいずれかの書類
 - マイナンバーカードの両面のコピー
 - 次の（１）及び（２）のコピー
 - （１） 通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）
 - （２） 身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポートなど

終了

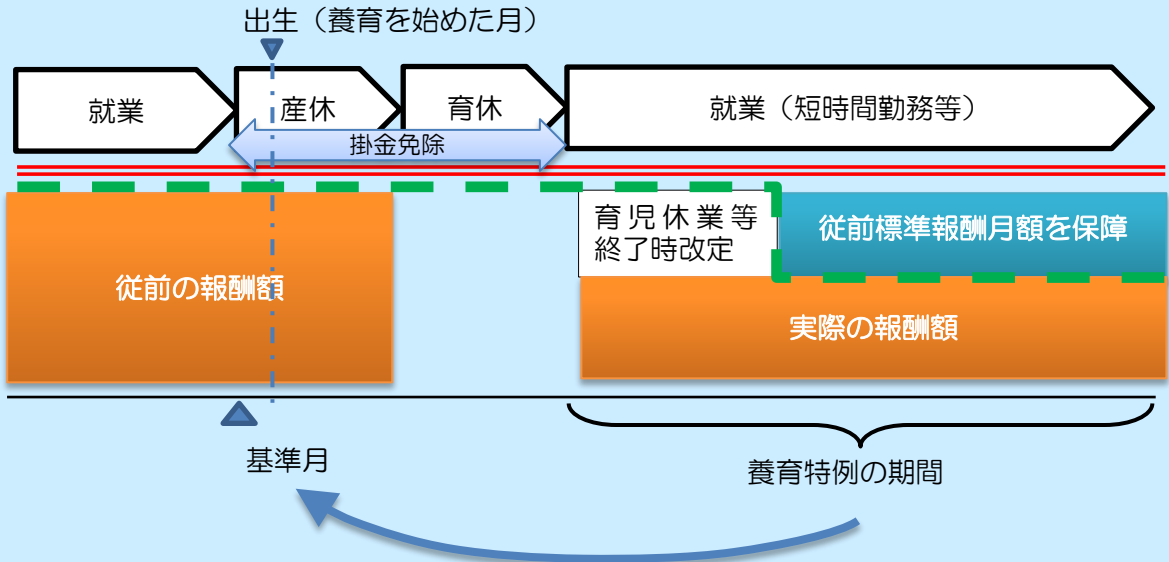
「養育特例を受けることができる期間」の「終了」の事由が④～⑦のいずれかに該当するときは、「養育期間標準報酬月額特例終了届出書」を提出してください。

※①～③のいずれかに該当する場合は「養育期間標準報酬月額特例終了届出書」の提出は不要です。

具体的な事例

◇ 第1子について申し出された場合

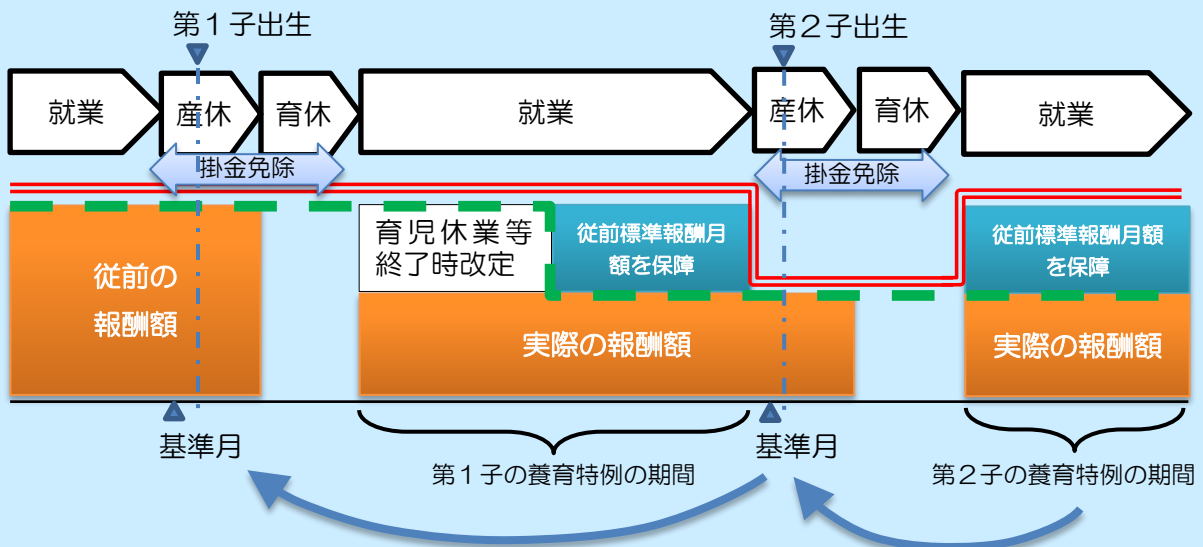
- 年金額を算出するときの標準報酬月額
- - - 掛金を算出するときの標準報酬月額



短時間勤務等により、標準報酬月額が子を養育することとなった日の属する月の前月(基準月)の従前標準報酬月額を下回っているため、この額が年金額の算定上、保障されます。

◇ 3歳未満の子が複数いる場合

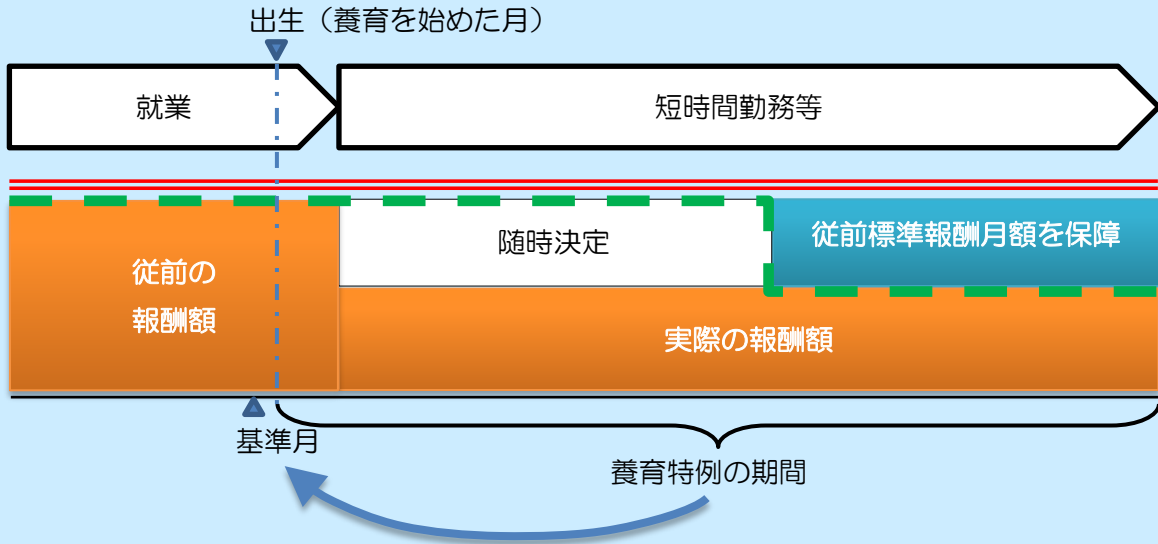
- 年金額を算出するときの標準報酬月額
- - - 掛金を算出するときの標準報酬月額



第2子に係る産前産後休業によって、第1子に係る養育特例の終了がなかったとしたならば、第2子の基準月において、第1子の従前標準報酬月額がみなされる場合、当該額を第2子の従前標準報酬月額に引き継ぐ

◇ 子の出生後、短時間勤務等で報酬が下がった場合

==== 年金額を算出するときの標準報酬月額
----- 掛金を算出するときの標準報酬月額



短時間勤務等により、標準報酬月額が子を養育することとなった日の属する月の前月の従前標準報酬月額を下回っているため、この額が年金額の算定上、保障されます。

問合わせ先：福岡市職員共済組合 年金係
(711-4145)